

# 一般社団法人 きたしろ相続相談センター 定款

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 きたしろ相続相談センター と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を新潟県上越市に置く。

2 当法人は、理事の過半数の決議により、従たる事務所を必要な場所に置くことができる。

(目 的)

第 3 条 当法人は、相続・遺言・事業承継に関する手続きを支援する事業を行い、地域社会の健全な発展と住民生活の安定向上に寄与することを目的として、次の事業を行う。

- 1．相続・遺言・事業承継の手続きに関する情報提供サービス及び手続きに必要なプロネットワークの提供サービス
- 2．相続・遺言・事業承継に関する相談並びに助言
- 3．相続・遺言・事業承継に関する研修、セミナーの企画、運営
- 4．相続・遺言・事業承継に関する出版物、印刷物の企画、製作、販売
- 5．相続・遺言・事業承継に関する調査研究
- 6．相続対策についての助言、計画立案
- 7．遺言書の作成助言、保管及び執行
- 8．遺産整理に関する業務
- 9．成年後見に関する助言
- 10．前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

(公 告)

第 4 条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第2章 社 員

(入 社)

第 5 条 当法人の事業目的に賛同し、入社した個人又は団体を社員とする。

2 社員となるためには、当法人所定の様式による申込みをし、理事の過半数の同意による承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 6 条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(退 社)

第 7 条 社員は、退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

(除 名)

第 8 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の法令に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷付け又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) 当該社員が手形の不渡り、破産等個人の信用を著しく傷付けるような事由に該当したとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格喪失)

第 9 条 前 2 条の場合の他、社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第 6 条の支払義務を履行しなかったとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡又は解散したとき。

### 第 3 章 社 員 総 会

(構 成)

第 10 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(決議事項)

第 11 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの付属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 不可欠特定財産の処分の承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第12条 社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度終了後3か月以内に1回開催し、臨時社員総会は必要がある場合に都度開催する。

(招 集)

第13条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第14条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故等による支障があるときは当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第16条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定に関わらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) 公益目的事業を行うために不可欠な特定財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事の候補者の合計数が第18条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することができる。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長、出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

## 第4章 役員

### (役員の配置)

第18条 当法人は、理事1名以上を置く。

- 2 当法人に理事が2名以上いるときは、理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、副理事長、専務理事及び常務理事を若干名置くことができる。
- 3 理事1名のときは、当該理事を理事長とする。
- 4 法令中表記の代表理事を理事長とする。

### (役員の選任)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 当法人の理事2名以上いるときは、理事の中から理事の過半数の決議によって、理事長、副理事、専務理事及び常務理事を選定する。

### (理事の職務権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより当法人を代表し、その業務を統括し、副理事長、専務理事及び常務理事は理事の過半数の同意により、当法人の業務を分担執行する。

### (役員の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任役員の任期の残存期間と同一とする。
- 3 理事は、第18条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

### (報酬等)

第22条 役員の報酬については、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を社員総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

## 第5章 資産及び会計

### (事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの年1期とする。

( 事業計画及び収支予算 )

第 2 4 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事の過半数の同意を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

( 事業報告及び決算 )

第 2 5 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成した上で、定時社員総会に提出し、第 1 号又は第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

( 1 ) 事業報告

( 2 ) 事業報告の附属明細書

( 3 ) 貸借対照表

( 4 ) 損益計算書 ( 正味財産増減計算書 )

( 5 ) 貸借対照表及び損益計算書 ( 正味財産増減計算書 ) の附属明細書

2 前項の書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

( 剰余金 )

第 2 6 条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

( 残余財産 )

第 2 7 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人若しくは国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 6 章 定款の変更及び解散

( 定款の変更 )

第 2 8 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

( 解 散 )

第 2 9 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。